

近世琵琶湖の藻草利用と漁業

鎌谷 かおる

要旨

琵琶湖における特定外来種の水草の除去が問題となり、水草に対する人々の考え方が変化したのは近年のことである。本稿は、琵琶湖に長く自生してきた水草（近世においては「藻草」）について近世期に記された史料を手がかりに、藻草と琵琶湖岸の人々との関係を読み解こうとするものである。本研究を通じて藻草が琵琶湖にとっていかなる存在であったのかを理解し、自然の人の関係史の一端を明らかにすることを目的としている。

キーワード：琵琶湖、藻草、漁業

目次

はじめに

第1章 近世琵琶湖の漁業と争論

第2章 争論から見える琵琶湖の藻草

おわりに

はじめに

昨今、琵琶湖とりわけ南湖において、特定外来種等の水草が繁茂し、除去をめぐる問題が起こっている。琵琶湖に長く自生してきた水草と人々の関係が変化したのは近年のことである¹⁾。かつて、琵琶湖岸に住む人々は、水草を「藻草」と呼んでいた。藻草は、田畑を耕すための肥料として使用される一方で、琵琶湖においては魚の産卵場所にもなっていた。つまり、農業にとっても、漁業にとっても、重要な役割を果たしていたのである。

そこで本稿では、近世人が藻草について記した文言を読み解くことで、藻草が当時の琵琶湖にとっていかなる存在であったのかを考えたい²⁾。

さて、近年筆者は、近世に生きた人々が自然をどのように理解していたのか、あるいはしようとしていたのかという問題に興味を持っている³⁾。自然と人の関係は、連綿と続くものである。方法や技術は変化しているが、考え方や価値観そのものは、現在と相通じるものがあるだろう。本稿でも、同様の問題意識に基づく分析を進めていく。

第1章 近世琵琶湖の漁業と争論

本稿で注目する藻草について論じる前に、近世琵琶湖の漁業について、概観しておきたい。近世において主に藻草を採取するのが漁師であり、魚の住処である藻草と漁業が直接関わってくるからである。

さて、琵琶湖に限らず、近世漁業の実態を知ろうと考えた時、簡単に明らかにすることは難しい。なぜなら、漁師自身が書き残した文書がさほど多くないからである。日常的な漁業日誌などが残存していることは非常に稀であり、漁業の実態を知るための手がかりの多くは、漁業争論の際に双方から出された書類などである。また、近世には全国的に漁獲量の統計データをとる習慣も決まりもない。そのため、漁業経営の規模を簡単に知ることは難しいのである。琵琶湖の漁業も例にもれず、争論史料を通じて実態を知ることが可能である。

筆者はこれまで、近世琵琶湖においてもっとも活発に漁業をおこなっており、専業漁師が多く存在した近江国滋賀

郡本堅田村（現滋賀県大津市本堅田）の漁業について研究をおこなってきた⁴⁾。その結果、近世の漁業は、寛保元年（1741）の幕府法令、「磯獵は地附根附次第也、沖は入会」と定められてはいるものの、実際は地域的特質や漁獲物、漁法の違いや領主支配のあり方が多様なため、それで整理できるほど単純な漁業社会ではなかったことを解明した。とりわけ、琵琶湖の漁業においては、中世以来の特権を由緒に、幕府あるいは領主に現物献上や運上を認められることで維持される漁業権と、網数・船数に応じた小物成運上によって認められた、より近世的な所有関係に基づく漁業権が混在しており、それに矛盾が生じる際に漁業争論が起きていることがわかった⁵⁾。つまり、近世琵琶湖の漁業社会は、実際の漁場と古来より続く慣習、由緒、近世に入ってからの新たな漁業権が複雑に混ざり合いながら、秩序形成がなされていたのである。

琵琶湖の漁業争論に関する史料を見てみると、その多くは、漁師間の争いである。しかし、稀に漁師と異なる生業を行なう者が争う時もある。例えば、百姓による漁業を、専業漁業の村が訴えている事例や、漁具を作る者が漁業をしたことに端を発する争論などである。そのような争論の中に、漁師が藻草を取ることに起因するものもある。次の章では、それらの争論に注目し、当該期における藻草の存在について検討する。

第2章 争論から見える琵琶湖の藻草

冒頭で述べたように、琵琶湖に自生する藻草は、当時の人々にとって、農業肥料としての役割も担っていた。その藻草を取るのには主に漁師であったため、それをめぐる争論は、しばしば漁業権に関わる問題へと発展することもあったのである。その代表的な争論の一つに、元禄14年（1701）の争論がある⁶⁾。この争論は、大津北保町の市右衛門が堅田浦の3つの漁師集団を相手に起こした争論であり、市右衛門が漁場として認められている大津浦の漁場で、堅田の漁師が藻草取りをおこなったことを訴えたものである。結果として、堅田浦の漁師が住む本堅田村・今堅田村の主張が認められることで決着がついた。この他にも藻草をめぐる争論が本堅田村・今堅田村と大津浦の漁師たちとの間で起こっている。今回は、それらの争論史料から、藻草に関する文言を抽出して、そこから藻草と人々の関係を探っていこう。

① 藻草の使途

まず、藻草の使途については、争論史料に同じような表現が登場する。前述の元禄14年の争論では、本堅田村の漁師達が本堅田村の農業について「藻草ヲ取、田畑之養ニ仕来り申候」⁷⁾と主張している文言があり、田畑の肥料として、実際に藻草が使用されていたことがわかる。事実、この争論においては、本堅田村・今堅田村の百姓らが自らの村が湖岸に位置しており、草山が近くになくという地理的条件のため、藻草を肥料としてきたという理由から、漁師たちの争論に加勢をおこなっている。

また、同じく藻草をめぐる、大津尾花川漁師と本堅田村・今堅田村の漁師との間に起こった寛延4年（1752）の争論において、尾花川漁師は、堅田の漁師たちが藻草を取る理由を次のように述べている。「堅田村は外村と違、村方に野山一切無之故、大津浦々藻草を取不申候ては二千五百石余之田畑養草之及亡所候故、古来より取来り候」。つまり、堅田は他の村とは違って野山が一切ないので、大津の浦々で藻草を取らないと、田畑が亡所になってしまうと主張しているのである。

しかし、興味深いのは、次の記述である。尾花川漁師は、「仮令無用之水草たりとも前々より猥り他村へ取らせ間敷義は勿論、堅田村に田地養草無之とも他村より大津浦へ入込獵儀は別段、藻草を自由に取申答も有之間敷処」と述べている。つまり、たとえ無用の水草だったとしても、他の村の人たちには取らせないし、堅田において田畑の養草が無かったとしても大津浦で藻草を自由にとって良いはずもない、と主張している。「例え、無用でも」というくだりにはどのような意味が込められているのであろうか。冒頭で述べたように、藻草は肥料ともなり、魚の住処ともなる。漁師にとって、「無用」であるはずはないのである。ではなぜ、このような表現をしたのであろうか。推測の域は出ないが、たびたび争論の場となっている大津浦のこの場所は、それほどに海中の藻草が多く生い茂っていたことを語っているのであろう。



② 藻草の取り手

元禄14年の争論において、堅田漁師は、「藻草取船余多御座候」と述べており、藻草を取るための船を所有していたことがわかる。さらに、取り手については「例年船所持不仕者或は猟師を雇、或はかり船仕自身にて罷出、御屋敷町人之浦に不限石垣のきり迄無構夏秋中藻草取来申候段其隠れ無御座候」と述べており、本堅田村・今堅田村の百姓たちが、船を持っていない人は漁師を雇ったり、貸船を使って自分で藻草を取っていたことが読み取れる。

③ 藻草についての知識

元禄14年の争論において、堅田漁師からの返答書の中に、次の文言がある。「藻草之儀、滋賀大津浦海中毎年能生茂り第一之取場にて御座候故、夏秋中往古より藻草取候て田畑養ひ申候」。ここからは、漁師が藻草のよく生い茂る場所を特定していたことが読み取れる。

また、「大津之儀大所にて御座候故、悪水つき出し藻草能生茂り申し候」とも述べており、大津が大きな町場であるがゆえに、悪水が多いため藻草がよく育つことを指摘しているのである。ここで言う大津は、大津百町のことである。このことから、藻草の繁茂の理由が、生活排水がある場所であるという知識を持っていたことがわかる⁸⁾。

④ 運上と藻草

これまで、本堅田村と今堅田村漁師の藻草をめぐる争論を事例に見てきた。なぜ、藻草をめぐる争論が何度も起こったのだろうか。その理由は、藻草の取り手が漁師だったからである。漁師が漁業の片手間で藻草を取ることで話を複雑にさせているのである。

さて、通常漁師おこなう漁業には、運上と呼ばれるいわゆる営業税のような租税が必需となっていた。例えばそれは、網に課せられることもあれば、船に課せられることもある。漁師は、それと引き換えに、漁場の利用を認められることとなり、運上と漁業権は連動するものとして機能していた。ただし、琵琶湖においては、とくに本堅田村の漁師たちは、近世以前の由緒や特権を元に、近世に至っても琵琶湖において自由に操業する権利を認められていた。しかしその権限は、近世的な漁業秩序の完成によって、次第に後退することとなった⁹⁾。藻草をめぐる本堅田村・今堅田村と大津浦の村々とのいくつかの藻草争論史料を見てみると、本堅田村・今堅田村側の主張には、必ずと言って良いほど、藻草を取る権利主張の際に、かつて近世以前から認められていた琵琶湖一円での漁場利用権についての文言が登場する。しかし、それはあくまで魚を取るための権利であり、農業のための藻草を取るための権利ではないのである。しかし、藻草を取るのには漁師であり、ある種、猟の一環とも言える。その曖昧さが、複雑な争論へと発展した理由なのである。

さらに、それらの争論の際には、藻草を取るための運上の有無が争点の一つにもなっていることが注目できる。琵琶湖という共有の場において、運上は権利を主張するための切り札でもあり、実際にそこでの操業の有無にも増して、租税による公権力の保障が機能していくことで琵琶湖の漁業秩序が形成されていったのである。しかして、漁師が主な取り手である藻草もその流れの中に組み込まれていったのである。

ちなみに、文化14年の藻草争論の際、本堅田村の領主である堀田家の家臣から、相手村の領主の家臣に向けて書いたと思われる書付の手控には、次のような文言がある。「本堅田村之者大津浦にて藻草取候儀は御由緒在之、(中略)此節争論中に候へ共最早追々耕作仕附之時節に至候處、右場所藻草取候儀不相成候ては下方之者願書面之通外に草山等も無之場所故」つまり、本堅田村の者は大津浦で藻草を取って良いという由緒を持っており、争論が長引くことで耕作の仕付けの季節に至り困っていると主張しているのである。

さらに続きには、「右藻草取候儀は重き御書附も在之」「手前領分に不相成以前よりの儀に候」とある。すなわち、藻草取りの権利についての大切な書付もあり、本堅田村の支配が堀田家になる以前からその権利や由緒があるのだと述べているのだ。本堅田村が堀田家領になったのは、元禄11年(1698)のことであり、それ以前は幕府領であった。ここで言う「以前」というのは、幕府領であった時期、あるいはそれ以前を指していると考えられる。

おわりに

以上、本稿では本堅田村・今堅田村と大津浦の漁師との間に起こった藻草をめぐるいくつかの争論を手がかりに、近世における藻草と人の関係について検討した。藻草が、漁業・農業の両方にとって重要な役割を果たしていたこと、その藻草は漁師によって採取されることが多かったことがわかった。また、漁師等が藻草についての一定の知識を有していたことが読み取れた。そして、その藻草をめぐるなぜ繰り返し争論が起こったのかを見てみると、漁業やそれをめぐる由緒や漁場の利用権など複雑な要素が組み込まれることによって争論が複雑化していることがわかった。

限りある資源の利用をめぐる争いや、権利の主張は、今も昔も変わらない問題であろう。今回着目した、藻草と人の関係は、前近代社会における複合的な生業が成り立つ地域で、資源の共有や場の共有がいかなる秩序の中で確定していったのかを知る手がかりとなる事例である。

注

- 1) 「琵琶湖の厄介者」と呼ばれてきた水草であるが、近年は、滋賀県庁においては、広く企業等から水草等に関する除去や繁茂抑制方法などの対策を募集したり (<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/311268.html>, 2022年3月1日閲覧) 技術処理を施して、堆肥や革製品等にして再利用をする企業も出てくるなど、新たな利用法で「厄介者」を再活用する動きもある。
- 2) 近世における水草への関心について紹介したものと、拙稿「水草は誰のものかー『藻草』をめぐる江戸時代の闘いー」(『びわ湖の水草 オープンサイエンスと社会協働の融合に基づく琵琶湖流域圏水草資源活用コミュニティ形成 News letter No.1, 2018, 大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所)がある。
- 3) 同様の問題意識に基づき、水と土と人との関係について論じたものに、以下のものがある。拙稿「近世人の自然をめぐる禍福の尺度ー湖岸の災害・水辺・生業を手がかりにー」(『淡海文化財論叢 第12輯』近江文化財論叢刊行会 2020年)。
- 4) 拙稿「日本近世における山野河海の生業と所有一琵琶湖の漁業権を事例にー」(『ヒストリア』229号、2011年)、拙稿「万延元年の漁業争論にみる地域秩序と堅田」(『近江地方史研究』42号、2011年)、拙稿「近世琵琶湖における堅田の漁業権」(『ヒストリア』181号、2002年)等。
- 5) 同上。
- 6) 同掲注(2)、および『新修大津市史3 近世前期』大津市役所、1980年)。
- 7) 今回、引用している史料は、喜多村俊夫編『江州堅田漁業史料』アチックミュージアム、1942年)、および神田神社文書からの引用である。
- 8) 実際に悪水が藻草の繁茂にどの程度の影響を与えていたかは、不明である。
- 9) 同掲注(4)。

(かまたに かおる 立命館大学食マネジメント学部・准教授)